

第 19 回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 議事録

1 日 時

令和 7 年 4 月 28 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 場 所

横須賀市役所消防局庁舎 3 階 消防第 3 会議室（W e b 併用）

3 出席者

（1）環境審議会温暖化対策推進部会委員（8 名）

松本委員（部会長）、今井委員、小原委員、川久保委員、川名委員、木本委員、佐藤委員、小菅委員

※太字は会場での参加委員、それ以外はリモートでの参加委員

（2）事務局（都市戦略課）職員（4 名）

佐野課長、八木主査、相澤主任、江南担当

4 傍聴者

1 名

5 開 会

（1）会議資料の確認（事前配布資料及び当日配付資料）

（2）定足数について

部会委員 8 名中、8 名全員の出席により定足数を満たしているため会議が成立することを報告

6 議 事

〔議題 1〕「地球を守れ ゼロカーボン推進条例」の見直しについて

〔議題 2〕「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

事務局から各議題について、条例・計画の概要や、見直しのポイントを説明し、質疑応答を行った。質疑応答の内容については以下のとおり。

■松本部会長

ただ今、事務局から説明があったが、質疑については混同しないよう、順番にご意見をいただく。

(1) 条例の見直しについて

■小原委員

新築やリフォームで、オペレーションカーボンを減らし、達成するということになると、解体や工事も含めたエンボディーカーボンが増え、本末転倒になる危険性もあると思うが、全体のホールライフカーボンを推進するようなことを事業者を求めるような考えはあるか

■都市戦略課

委員のおっしゃるとおり、ライフサイクルを通して、排出量を削減していくことは、非常に大切なことと考えているが、事業者への投げかけは、施策や個別の取り組みで行うものかと考えている。現状、具体的に事業者に対する投げかけをしている取り組みはないが、そのような考え方は必要である。本条例は、理念を示すものであるため、建築物に由来するエネルギー消費量を抑制したいという趣旨から、改正素案をお示した。

■松本部会長

改正素案に示されている第12条は、第3章の「地球温暖化対策に関する施策」に位置づけられているが、この施策は市が行うものという理解でよいか。

■ゼロカーボン推進担当課長

第12条の書き出しに「市は」とあるため、市の施策として取り組むものである。

■松本部会長

第12条に追加するという案だが、条例全体の位置づけも踏まえ、ご意見をいただきたい。

■木本委員

資料のスライド5に「ZEB化や省CO₂化の取り組みを加速させる」との記載があるが、ZEBには、さまざまな種類がある。100%エネルギーを充当するものは「カギZEB」などと呼ばれ、区別がされている。ここでいうZEB化とは、どこまで目指すものなのか、はっきりと確認したほうが良い。

■ゼロカーボン推進担当課長

条例改正にあたり、背景として建築物省エネ法の改正にかかる要点をお示しした資料だが、ここでいうZEB化がどこまで指しているのかは、改めて確認させていただきたい。

■木本委員

言葉だけがひとり歩きしてしまわないよう、注意が必要との観点からお伝えした。

■ゼロカーボン推進担当課長

市として、どこまで目指すのかという考えを明確に持った方がよいというご意見と解釈した。我々としても改めて考えを整理したい。

■川久保委員

さまざま検討いただいた中で、建築物に関する記載を第12条の（5）として、加えていただいているが、やや違和感、唐突感を受ける印象を持った。なぜ、そのような印象を持つか、条例全体を見直していたが、おそらく分野の整理ができていないことが原因ではないかと思う。一般的に、民生部門、産業部門、運輸部門の3つの部門に分

けて、エネルギー使用量や CO2 排出量を算定していくことが多いと思われるが、運輸部門だけが、第 13 条として特出し、詳細に記載されている。一方、民生部門や産業部門に関しては、明記されずに、第 12 条にまとめられているため、そこが違和感を持つ理由ではないか。

修正の例としては、第 12 条という表記の上に、かっこ書きで「エネルギー使用量の合理化」とあるが、その部分を「民生部門・産業部門におけるエネルギー使用量の合理化」とし、また、第 13 条を「運輸部門におけるエネルギー使用量の合理化」とし、分野を明確に整理する。その上で、素案で示された「建築物に由来する」という表現は、目立ちすぎている印象を持つので、住宅・事務所・工場・その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策」というような表現にすれば、民生家庭部門、民生業務部門、産業部門の躯体やその付帯設備のエネルギー消費量を削減するということに伝わるのではないか。おそらく、この修正案は、最も修正が少なく済む案ではないかと思う。

もう一方で、さらに抜本的に見直しを行うのであれば、例えば、第 12 条を産業部門、第 13 条を民生部門、第 14 条を運輸部門とするなど、部門ごとに整理する手法も考えられる。その場合、民生部門と産業部門について、より詳細に記載することができるため、小原委員のご質問にあったようなホールライフカーボンの視点を踏まえ、新築時、改修解体時のエネルギー消費量を含め、最小化していくなどといった記載にすると、より先進性が出てくると考える。ただ、大幅な改定が必要となるため、修正方法については、ご検討いただきたい。

■ゼロカーボン推進担当課長

委員おっしゃるとおり、第 13 条は運輸について特出しされている。今回は、第 12 条に、新たに建築物の要素を追加する案をお示ししたが、唐突感があるというのは否めない。いただいたご意見を踏まえ、改めて考えたい。

■松本部長

修正方法について、2 案をいただいたが、事務局の考え方はいかがか。

■ゼロカーボン推進担当課長

分野を条文ごとに記載した場合、どこまで落とし込むことができるかという点についてイメージが湧いていないため、即答は難しいが、いずれにしても、わかりやすい表記になるよう考えていきたい。

■松本部会長

ご意見を踏まえ、修正・見直しを考えていただきたい。

条例の見直しについては、「建築物に由来するエネルギー消費量を抑制する」という要素を追加すること自体は反対のご意見はないため、追加するよう進めていただくが、違和感のないよう、見直していただくようお願いする。よろしいか。

(異議なし)

■松本部会長

続いて、プランの見直しについて、ご意見をいただく。

(2) プランの見直しについて

まず、温対法の促進区域についてのご意見はいかがか。

■小菅委員

資料によると、沿岸が多い印象を受ける。太陽光パネルを設置するにあたり、塩害や強風、台風の影響についてはどのように考えているのか。

■都市戦略課

促進区域として設定しようとする工業地域、工業専用地域をピックアップした結果、おっしゃるとおり、沿岸が多く、設備導入をする場合は塩害対策がなされていないと、出力等は落ちるものと推測される。また、強風等の影響によりパネルの飛散に十分な対策をとるなどし、周囲へ影響を及ぼさないよう、事業者へ注意を促すことが必

要だと思う。

■小菅委員

台風で相当な波や風の影響を受けるエリアが見受けられるため、促進区域としてそのエリアを設定するのは、いかななものか。

■ゼロカーボン推進担当課長

現時点では、工業地域・工業専用地域が、自然破壊の懸念が少ないエリアとして考えられるため、候補とした。実際の促進区域を設定する際には、安全面に懸念があると考えられる個別具体のエリアを除いた上で区域を設定するということも考え方のひとつだと思う。

■松本部長

ご指摘のとおり、両方の面で考えなければならないと思う。沿岸のすべての工業地域等において、防災対策が十分になされているとは限らないと思うので、その対策と合わせて、再生可能エネルギー導入を進めていかなければならないと思う。

■小原委員

前回の会議でもあったかと思うが、促進区域が工業地域・工業地域に限られているという点と、メガソーラーに限っているという点が、再生可能エネルギーの導入に関して、自治体として後ろ向きな印象を受ける。そもそも、国土の狭い日本において、メガソーラーは馴染まない発電方法ではないかと考えている。技術が進歩し、ペロブスカイトのようなものであったり、農作物への遮光効果のあるソーラーシェアリングというようなミニマムなものを活用し、小さい地域でスタートアップなどが入ることができる余力を含め、できるところで、できることを進めていくべきではないか。

また、他の地域には洋上風力を進めているところもある一方、横須賀にはないので、幅広く、多様なものが取り入れることができるよう、できるところでは進めていくといった姿勢が見えるような区域設定としてはいかがか。自然環境を破壊しないという

観点は重要だが、それを理由に「これしかできない」といったような結論とするのは、消極的でいかなものかと思う。

■ゼロカーボン推進担当課長

今回は太陽光発電に限った提案とさせていただいているが、本市のポテンシャルとして、風力や洋上風力を積極的に誘導していくことは難しいと考えている。

■松本部長

もう少し小規模なものを促進していくことも考えられるのではないかというご意見や、農地の活用や建築物に関してという点についてはいかがか。この制度と合わないなどということや、市として難しいという点はあるのか。

■ゼロカーボン推進担当課長

この制度は、大規模な風力や太陽光発電を適地誘導するという考え方であるので、スタートアップも含め、中小企業や、小規模な発電事業というものであれば、この促進区域とは別に、市として推進するものと考えている。

■松本部長

小原委員のご意見は重要な視点であるので、この制度と趣旨がそぐわないのであれば、はっきりと示すようにお願いしたい。

■ゼロカーボン推進担当課長

改めて、実行計画に落とし込むような形になるのではないかと思います。

■都市戦略課

ご指摘のとおり、メガソーラーのみを対象にしている制度ではない。

他自治体の例を見ると、公共施設の屋上を温対法に基づく促進区域としている例や、市街化区域などを設定している例もある。私どもの視点が、開発を伴う自然環境の損失があるという切り口で入っていることも確かだと思うので、もう少し広い視点で考える必要があると思う。

■松本部長

資料に示されているとおり、設定内容も多いようだ。工業地域・工業専用地域以外でも設定できるのであれば、ご検討いただきたい。

■木本委員

工業専用地域の中で、実際の程度、屋根に置けるのか。太陽光を置くということを考えたときに、ペロブスカイトのような軽いものは別物だが、既存のものを置くと考えると、荷重の点から難しい。かつ、先ほどの小菅委員のご意見にもあったとおり、飛んではいけない。揚力も大きいので、実際に工業専用地域で、太陽光を置くことができる屋根はほぼないというのが現実ではないか。当初から太陽光を置く前提で荷重計算を行い、設計をしていない限りは無理がある。あとはルールを逸脱しているかのどちらかではないか。工業専用地域を区域設定することは構わないが、建物ごと立て直すといったような大掛かりな話になってしまう。過去に九州地方で、強風でパネルが飛んでしまった事例があり、チェックは厳しいものと認識している。したがって、おそらくできないということになり、地面に置くしかないということになろうかと思う。そうしたときに、今後どのくらいのポテンシャルがあるのかという点は見えておかないといけないのではないかと思う。

■都市戦略課

ご指摘のとおり、設定したが、活用できないとなれば意味はないと思う。ある程度のニーズは把握しておかなければならないと思う。

■松本部長

お気づきの点があれば、またご意見をいただきたい。温対法の促進区域の設定につい

ては、現在、事務局が示している工業地域・工業専用地域におけるポテンシャルの確保と小規模なものであっても他の区域において促進できないかという点について、この制度の中でどのようにできるか、ご検討いただきたい。

続いて、建築物省エネ法の促進区域について、ご意見をいただきたい。事務局の結論は、もう少し時間をかけ、他の部局とも連携することとし、設定を急がないという内容だが、事務局からいかがか。

■都市戦略課

案の段階ではあるが、ご認識のとおり。

■松本部会長

確認をさせていただきたい部分がある。スライドの 16 においてお示しいただいた形態制限の緩和がについて、下段に「条例の見直しにも共通するが、環境部門のみで制度設計を行うことは難しいのではないか」とあるが、どの部分が共通するのか。

■都市戦略課

前回の部会においても、条例の見直しというテーマと、プランの見直しというテーマの両方で建築物省エネ法の内容をお話ししたため、共通すると記載させていただいた。建築物省エネ法における促進区域を設定した場合、促進計画の策定と併せて、条例において定めるべき事項があるが、前回の部会では、その内容をゼロカーボン推進条例に盛り込むことはいかがかという内容をお示しした。これまでのご審議の中で、結果的に、ゼロカーボン推進条例は、理念条例の位置付けを維持することとし、建築物に由来するエネルギー消費量を抑制するといった趣旨の改正を行うよう検討を進めるものと理解している。理念条例に特定の建築物に関する記載を盛り込むことはなじまないとのことをご意見をいただいたため、今となっては、共通はしない。

■松本部会長

整理させていただくが、建築物省エネ法の促進区域を設定するには、条例の中で、そ

の建築物の用途や規模を定める必要があるが、最初の議題にもあったゼロカーボン推進条例には盛り込まないということであれば、別に条例を定めなければならないということか。

■都市戦略課

ご認識のとおり。新たに条例制定するか、ゼロカーボン推進条例以外の建築部門やまちづくり部門の所管する既存の条例を改正するかという選択になると考えている。

■松本部会長

そのようにして、ゼロカーボンを理念条例として守るということか。

また、まちづくり部門と建築部門は分かれているということか。

■都市戦略課

現在、建築物省エネ法や建築基準法に関する事務は、都市部という部局で行っている。

■松本部会長

連携するならば、都市部ということか。

■都市戦略課

そのように考えている。

■松本部会長

都市部では、建築物省エネ法の促進区域について、検討されているのか。

■都市戦略課

私どもから、相談し、投げかけている状態である。

■松本部長

さほど、積極的ではないということか。

■ゼロカーボン推進担当課長

相手から積極的に検討するような形にはなっていない。

■松本部長

委員の皆様からはいかがか。

■木本委員

規制する立場の部門は、規制を緩和することについて、積極的になることはないような気もする。

■ゼロカーボン推進担当課長

おっしゃるとおり。

■木本委員

そういう意味では、積極的になれないということも理解できる。こういったことは、環境部門で進めてほしいと言われるようなことになるのではないかと推察する。

一方、この中身は明らかに建築側の規制の問題なので、相当強い理念がないと、規制側で進めることは難しいと思う。我々としてどうするかというよりも、市が推し進めるという強い意思をもっているか否かによって、検討の仕方がだいぶ変わってくるの

ではないか。審議会として、建築基準法のプロフェッショナルに対し、見直しをしてほしいという旨の答申もできなくはないものと考えている。その上で、検討していただくなど、強い意思がないと動かないのではないかと思う。感想めいた内容で申し訳ない。

■川名委員

普及していくという観点から、自身が施主だとしたら、どのようなメリットがあるかということを考えていたが、あまり施主や事業者側のメリットが感じられない。そうなった場合、市で進めていくとすれば、お金だけでなく、例えば、容積率がものすごく増え、部屋数も作ることができるから事業として成り立つ。であるとか、施主側にメリットがあればよいと思うが、見受けられず、条例など制度設計をしても広がらないようであれば意味がないと思う。市の考える施主側のメリットはどういったものがあるのか。

■都市戦略課

建築士から建築主に対する再エネ設備に関する説明義務が生ずるが、説明を受けることによって、行動変容につながる可能性がある点と考えている。

他都市の事例では、建築物省エネ法の促進区域を設定した上で、補助金によるサポートを行っているものもある。促進区域の設定をするか否かという広い議論ではあるが、行動変容につながる可能性がある点をメリットとして考えている。

■木本委員

メリットは1つあると思っている。横須賀市は平地が少ないため、建蔽容積率に関しては、センシティブなところがあるのではないかと考えている。例えば、ソーラーを入れることで、目いっぱい敷地に建てられることができるのであれば、決してメリットがないわけではない。むしろ、そういった面を前に押し出していくことがよろしいのではないか。その上で、認める場所をどこにするかという議論はあるが、このような横須賀の土地の価値が上がるという考え方で捉えるのであれば、意味はあると考える。ただ、あまり傾斜地で進めることもどうかと思うので、適地についての考え方は

整理が必要だが、建蔽容積率の緩和という点が、受け手としてはメリットではないかと思う。

■松本部長

この容積率、建蔽率の緩和は、どの程度できるものなのか。

■ゼロカーボン推進担当課長

調べが足りていない部分もあると思うが、基本的には既存の容積率、建蔽率を大きく上回る緩和にはならないのではないかと認識している。

個人的に、この制度を最初に受け止めた際には、既存の建物でギリギリに建てられているものが、この基準緩和によって、更に上へ載せられるようになるものと思ったところだが、先ほどのご意見でもあったように、耐荷重の問題からも、そう簡単には、載らないのではないかと考えたところである。

その点を踏まえ、新築などで緩和してはどうかということもあるが、事業所にもヒアリングをしたところ、基本的には決まった中で設計をしているので、基準が緩和されたからどうなるか、ニーズがあるかという点は、正直わからないというご意見をいただいている。我々としても、これを前に進めたことによって、どれほど使われるのかという部分がちょっと読みにくい部分がある。

本来、我々が整理しなければならないにも関わらず、木本委員に整理をいただいたということについては、申し訳ない気持ちがあるが、横須賀の土地の価値が上がるという考え方は、勉強させていただいたところである。そのあたりも踏まえ、考えていきたい。

■川名委員

例えば、東京都では水辺の利活用を進めている。具体的には運河の活用を進められる大規模開発を行う事業者が提案をし、認められた場合に、容積率を緩和するといったことを行っていると思うので、それに近いことを行ってみてはいかがか。

■松本部長

設置事業者へのヒアリングによる需要の話があったが、市が国からの採択を受け、重点対策加速化事業を進める上で、事業計画を示していると思うが、今回議論している高さ制限などがネックとなり、普及が進まないといったようなことはあるのか。

■ゼロカーボン推進担当課長

昨年7月より、重点対策加速化事業で補助を開始しているところだが、今のところ、高さ制限や建蔽率が障害となり、設置ができないといった話は挙がっていない。

■松本部長

他に、なにか課題はあるか。

■ゼロカーボン推進担当課長

国からの交付金を活用しているため、すべてを市の裁量で決めることはできない。例えば、太陽光と併せ、蓄電池の設置ができるが、単価の上限が定められているほか、建材一体型の太陽光は補助対象外となっていたことなど、運用上の課題はある。

■松本部長

温対法の促進区域や建築物省エネ法の促進区域が、重点対策加速化事業での難しい課題が、少しでも解消できるようなものになればよいと考えたが、課題は別のところにある印象を受けた。

■松本部長

建築物省エネ法の促進区域については、制限緩和がポイントとなるが、他都市の事例を踏まえ、これを有効に活用することができるかどうか、検討いただきたい。

活用が難しいということであれば、今のところ、無理に設定をする必要性はないもの

という議論の方針でよろしいか。

(意見なし)

■松本部会長

最後に、指標・取り組みの見直しについて、ご意見をいただく。

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数について、藻場の保全活動対象面積について、緑被率について、それぞれ、事務局の考え方が示されたが、それぞれご意見をいただきたい。

■木本委員

エコポイント事業に関連する点で、スライド資料 20 ページ目に、「重点対策加速化事業との併用不可のため、交付件数が激減する見込み」との記載があるが、横須賀市地球温暖化対策地域協議会の総会等を実施した結果、激減はしていない。300 件以上のポイント交付が行われている。実情として、重点対策加速化事業の対象にならなかったものがエコポイントの申請に移行していると、協議会事務局から報告を受けており、予算額に近い執行率があるため、今となっては、「激減する見込み」という表現は適切でない。その上で、見直しを行っていただきたい。

■松本部会長

エコポイント事業も大切な役割を果たしているということであった。

■木本委員

重点対策加速化事業の対象にならなかった案件の受け皿になっていると認識している。

■今井委員

藻場の保全活動対象面積について、水産多面的機能と早熟カジメを活用したカジメ場の回復を実施し、0.5 トンだったか、クレジットを創出したという実績はあるものの、私が得ている情報では、かなり厳しい状況である。神奈川県全体で、保全ということであれば、東京湾側で現存する藻場は健全なところはあるので良いと思うが、回復ということになると、実情として、かなり厳しい印象を受ける。しかしながら、海の環境回復という面でも持続しないといけないという思いがある。そうしたときに200 ヘクタールという目標数値がジレンマに陥る。個人的見解だが、水産技術センターの早熟カジメで、神奈川県全体で回復活動を実施しているが、籠で覆った場合は、多少残っているが、それ以上のものはない。海の中で籠は、点でしかなく、そこをヘクタールのように、面にするには、非常に厳しいという印象を持つ。

多少話が飛ぶが、黒潮の大蛇行が変わりつつある。大蛇行は続いているが、蛇行の仕方が変化しつつある。N型やD型と呼ぶことがあるが、そういった形で黒潮が流れることがあると、水温が下がり、環境条件になると、藻場の回復も比較的行いやすいと考えている。しばらく様子を見ないとわからないが、7年から8年にわたり、大蛇行が続いていて、2013 年頃から藻場の衰退がはじまり、磯焼けが起こっているが、地球温暖化とは別に黒潮の流路という問題で、神奈川県沿岸の環境が変われば、多少回復に期待が持てるのではないか。どのように数字を上げるかというのはジレンマだが、目標としては、回復したい一方、現実問題で、2030 年までにこういった数字が実現できるかというところかなり厳しいと思う。その選択だと思う。

■松本部会長

自然環境なので、難しい部分もあると思う。保全活動対象面積というのは、文字通り、保全活動を行っているところの面積という解釈でよろしいか。

■ゼロカーボン推進担当課長

ご認識のとおり。

■松本部会長

水産多面的機能発揮対策事業についても、何十ヘクタールといった単位で増やしていくことも難しいということか。

■ゼロカーボン推進担当課長

ご認識のとおり。

■松本部長

自然環境というよりも、金銭的なハードルがあつてということか。

■ゼロカーボン推進担当課長

人的・金銭的にという点が大きいという理解である。

■今井委員

資料 22 ページに記載のある「企業版ふるさと納税を活用した藻場の再生に関する取り組み」は、令和 6 年度に実施していたが、持続性があるのかという点が気がりである。このような形で、様々な資金を活用し、いわば実験になるが、そういうものを試みていてもらいたい。先ほど申し上げた環境の変化がある中でひとつのきっかけに見出して、さらに大きな事業に繋げていくという道筋が見えればよい。そういうところを期待したい。

■ゼロカーボン推進担当課長

企業版ふるさと納税については、企業の方から市の取り組みについてご寄附をいただくものであるため、継続的に事業の原資としていくことは難しいと考えている。ただ、トライアルのような取り組みでも、市の取り組みを対外的に P R していくことで、さまざまな方からお声掛けをいただくことに繋がることもあると思う。

また、4 市 1 町でも、ブルーカーボンに関する取り組みを進めているため、横展開できるとよいと考えているが、思うように進んでいないというのが実情である。

■小原委員

地域によっては、事業者との協業で鉄鋼スラグを活用し、藻場を再生するといった取り組みがある。五島列島における洋上風力発電でも、藻場が創出され、漁場が再生した。海に足りないのは鉄分ではないかという説もある。市として、新たな藻場再生の取り組みを取り入れていく考えはあるのか。

■ゼロカーボン推進担当課長

現時点で、鉄鋼スラグの取り組みを進める計画はない。

■小原委員

いろいろな取り組みがあり、情報は常にアップデートされているので、活用できるものは取り入れていただきたい。

■松本部会長

具体的な話も出たが、特にご議論いただきたい点として、見直し案1の200ヘクタールの指標を残した上で、新たに指標を追加するもの、もう1点は200ヘクタールという数字を取り下げて、別の指標に置き換えるものが事務局から示されているが、どちらがふさわしいか、ご意見をいただきたい。

■今井委員

ブルーカーボンクレジットの認証面積というと、極めて小さいため、その値を指標とすると、ある種の夢のようなものが消えてしまう印象はある。資料に187ヘクタールという数字が記載されているが、200か、この数字のどちらかを使って、市の方向として、保全・回復を目指していく。期待値・希望値として、実態は厳しいが、活動をしていく。全国レベルで多くの発表があり、その中で市民も行政も頑張っているの、そういった点を踏まえ、期待値として残してもいいのではないかという考え方もある。また、クレジットの支援を取り込むうえで、市の予算を示しておく必要がある

と思う。市としての姿勢を金額で示すべきと思う。

■松本部会長

企業版ふるさと納税の活用を含め、不足している資金や人的な面をどう増やしていくかという視点でいうと、ブルーカーボンのクレジットの認証が行われていることを示すことや取り組みを企業に知ってもらうことは大切かと思う。

■松本部会長

資料を読んでいて、200ヘクタールの根拠が気になった。いつの環境省の研究機関による調査なのか。また、実測値なのか、推測値なのか。

■都市戦略課

2020年に、環境省の研究機関に対し直接確認したものと伝え聞いている。また、推計値である。

■今井委員

個人的に意見はあるが、環境省が衛星写真から独自に数値を出したのがあることは、承知している。

■松本部会長

リアルタイムで把握できないものなのか。

■今井委員

できないと思う。お金をかければ別かもしれないが。

■松本部会長

実態把握は大切かと思う。毎年とは言わないが、わかるのであれば、把握しておいた方がよいと思う。

■ゼロカーボン推進担当課長

ご指摘はごもっともである。すぐに実態を確認できないような指標になってしまっているという点は、いかがなものかと思う。改めて、測定可能な指標が必要ではないかという視点から、考え方をお示ししたところである。

■松本部会長

日本としてブルーカーボンを活用しようとしている以上、実態を把握する手法も進んでいるのではないかと考えられるため、確認されたい。

今井委員からは、数値目標を残すご意見をいただいたが、他にあるか。

■松本部会長

先ほどの議論に戻るが、重点対策加速化事業の対象にならない案件をエコポイントが受けているということであった。現状の1,000件という指標を上方修正する見込みはあるのか。

■ゼロカーボン推進担当課長

木本委員からのご意見にもあったとおり、エコポイントの交付件数は減少していないため、資料の記載については、お詫び申し上げます。その上で、重点対策加速化事業により、太陽光パネルの普及を進めていくという姿勢を示すためにも上積みは必要と考えている。

■今井委員

話しは逸れるが、京浜急行に乗車中に窓の外を見ると、山のみどりを切り開き、太陽光パネルが斜面を覆うように設置されている光景が見える。緑被率とは結び付かない議論になってしまうが、あの光景にはいつも違和感を覚える。

許認可がどうなっているかわからないが、山のみどりをすべて切り、山肌全体に対しパネルが雑多に設置されている光景を見るたびに、なにか違うのではないかという気持ちになる。

■松本部長

横須賀市内で起きていることか。

■今井委員

そのとおりである。

■木本委員

向きも統一されていない記憶がある。いけないことではないが、見ていて気持ちのいいものではないと思う。

■今井委員

景観も非常に悪い。元の緑地こそが吸収源であったと思う。事業としてはあるのかもしれないが、違和感はある。

■松本部長

市内で問題になっている箇所はいくつかあるのか。今、ご意見を聞く限りでは、個人的には、相当な問題だとは思っているところはある。

■ゼロカーボン推進担当課長

ご意見のあった現場は承知しているが、問題となっている案件については承知していない。

■松本部会長

温対法の促進区域の設定などが、無秩序な太陽光発電を規制するようなことにつながるのであれば、積極的に良いものを促進し、そうでないものを排除できるような仕組みを整備できるとよいのではないか。

もう1点、再生可能エネルギーの普及に関する指標について、現状の1,000件という指標を上方修正とした場合、どの程度の件数になる見込みか。

■都市戦略課

国から、重点対策加速化事業の採択を受けた際に事業計画を立てているため、その数値を上積みする想定である。事業計画の計画値について、詳細は確認する必要があるが、合計でおよそ1,300件程度になるのではないかと考えている。

■松本部会長

既存のエコポイント交付件数1,000件が活かされるという点を踏まえ、重点対策加速化事業の計画値を上乗せする方向で検討されたい。

緑被率については、みどりの基本計画とリンクして見直しを進めるということだが、よろしいか。他にご意見はあるか。

(意見なし)

それでは、皆さんからのご意見を踏まえて事務局で引き続き検討いただくとともに、次回の審議会での部会報告の資料作成をお願いします。

■事務局

以下の３点について事務局から連絡

（１）後日意見について

後日、意見があった場合には、５月７日（水）までに事務局へ連絡をいただきたい。

（２）次回の温暖化部会の開催日程について

次回の温暖化部会は６月頃に開催を予定。後日、日程調整を行うのでご協力いただきたい。

（３）市役所北口駐車場利用の駐車券の処理について

閉 会

■松本部会長

それでは、第１９回横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会を終了する。

以上